

■建築基準法関係手数料

平成28年4月1日 西尾市

□確認申請

床面積の合計 (平方メートル)	手数料(円)			
	確認申請 変更確認申請	中間検査申請	完了検査申請 (中間あり)	完了検査申請 (中間なし)
30以内	6,000	16,000	16,000	17,000
30を超え、100以内	19,000	21,000	21,000	22,000
100を超え、200以内	41,000	33,000	35,000	36,000
200を超え、500以内	68,000	47,000	50,000	51,000
500を超え、1,000以内	107,000	62,000	66,000	67,000
1,000を超え、2,000以内	155,000	84,000	93,000	95,000
2,000を超え、10,000以内	231,000	143,000	161,000	171,000
10,000を超え、50,000以内	341,000	204,000	234,000	244,000
50,000を超えるもの	610,000	391,000	439,000	449,000

※変更確認申請は、変更に係る部分の床面積の2分の1 ※中間検査は検査対象床面積の合計

※移転する場合は、移転に係る部分の床面積の2分の1

区分	手数料(円)		
	確認申請	変更確認申請	完了検査申請
昇降機(1機につき)	23,000	10,000	41,000
小荷物専用昇降機	9,000	6,000	23,000
建築設備(1につき)	23,000	10,000	41,000
工作物(1につき)	17,000	7,000	29,000

□許可認定

内容	対象条文	種別	手数料(円)
仮設建築物の建築	第85条第4項	許可	120,000
一団地の総合的設計制度による特例	第86条第1項	認定	78,000+28,000×(建物数-2)
連担建築物設計制度による特例	第86条第2項	認定	78,000+28,000×(新規建物数-1)
複数建築物に対する制限の特例に係る 公告認定対象区域内における同一敷地 内認定建築物以外の建築物	第86条の2第1項	認定	78,000+28,000 ×(非認定建物数-1)
認定、許可の取消し	第86条の5第1項	認定	6,400+12,000×現存建築物数
一団地の住宅施設に関する都市計画に 基づく建築物の容積率、建ぺい率、外 壁の後退距離、高さの適用除外	第86条の6第2項	認定	27,000
路地状部分の敷地と道路との関係につ いて	県条例第6条第1項 ただし書き	認定	27,000
自動車修理工場等の敷地における自動 車の出入口について	県条例第25条 ただし書き	認定	27,000
既存の一の建築物に係る全体計画	第86条の8第1項	認定	27,000
既存の一の建築物に係る全体計画変更	第86条の8第3項	認定	27,000